

景観チェックシート （一般地域）

行為の場所（住居表示）	板橋区	
地区計画の名称 レ印又は■としてください。	☐ なし ・ ☐ 大谷ロー丁目周辺地区地区計画 ☐ 中台二丁目北地区地区計画 ・ ☐ 西台二丁目地区地区計画 ☐ 新河岸二丁目工業地区地区計画 ・ ☐ その他の地区計画	担当者 チェック欄
	※ 駐車・駐輪施設や建築設備などが直接見える場合、塀・目隠し・垣・緑化などが必要ですが、地区計画区域内の場合には、別途、垣・柵に関する制限があります。	
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 レ印又は■としてください。	☐ なし ・ ☐ 土砂災害特別警戒区域 ・ ☐ 土砂災害警戒区域 ※ 擁壁や防護壁を設置する場合は、長大で単調な壁面となることを避けること、敷地内や接道部はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させることなどがが必要です。	

- ◎ 該当する□を、レ印又は■としてください。
 ◎ 近隣の景観要素は、当該敷地境界から100m以内を目安に確認してください。（※1はその範囲内）
 ◎ A～Kまでの該当するチェックシートを作成してください。

行為の種別	計画物件の用途等	近隣の景観要素 (当該敷地境界から100m以内を目安にチェック) (※1はその範囲内)
☐ A 建築物	☐ 商業施設、事務所 ☐ 住宅等 () ☐ 工場・倉庫	☐ E 崖線
		☐ F 川 ※1 荒川は300m以内 ※1 石神井川・新河岸川・白子川は40m以内
		☐ G1 坂道 ※1 坂道に接する敷地 ☐ G2 幹線道路 ※1 幹線道路に接する敷地
		☐ H 商店街 ※1 商店街に接する敷地
		☐ I 住宅地
		☐ J 公園・緑地 ☐ J 農地
		☐ K 歴史的な景観資源・残すべき自然・街道
☐ B 工作物		☐ 崖線 ☐ 川 ☐ 坂道 ☐ 幹線道路
☐ C 開発行為	☐ 擁壁	☐ 商店街 ☐ 住宅地 ☐ 公園・緑地 ☐ 農地
☐ D 土地の造成 (墓地等)		☐ 歴史的な景観資源・残すべき自然・街道

当該地が該当する景観形成の基本方針
(近隣の景観要素より、板橋区景観計画第3章の該当する景観形成の基本方針を転載してください。)
景観計画を踏まえた設計のコンセプト

板橋区景観計画（第3章）の景観形成の基本方針 ⇒ 該当部分を前ページに転載してください。	
崖線 1	地形、歴史・文化を生かした景観の保全 - 崖線の樹林地や坂道などの市街地を横断する変化に富んだ地形とともに、緑の眺望を保全します。 - 崖線内やその周辺における建築物の建築・改修などの際には、配置や規模、形態、色彩などに配慮します。
崖線 2（湧水）	崖線の緑と一体的な湧水の景観の保全 湧水のもととなる雨水を大地に帰すことにより、崖線の緑と一体となった湧水のある景観を保全します。
河川 1（荒川）	広大な荒川の水と緑を生かした景観の形成 - 水面からの景観について、橋梁・堤防や河川沿いの建築物の配置や規模、形態、色彩などに配慮します。 - 堤防や橋梁からの広がりのある眺望を保全します。
河川 2（石神井川・新河岸川）	身近な河川である石神井川と新河岸川での地域と密着した景観の形成 河川沿いの建築物の建築・改修などの際には、河川景観と調和した配置や規模、形態、色彩などに配慮します。
道 1（街道）	街道の歴史を生かした景観の形成 街道の歴史・文化資源や街並みと道路が調和した、個性と統一性のある沿道景観を形成します。
道 2（幹線道路）	幹線道路沿道の魅力ある街並み景観の形成 - 沿道のまちづくりと連携して、うるおいと統一性のある魅力的な沿道空間を形成します。 - 統一感のあるスカイラインを誘導し、調和の取れた街並み景観を形成します。
道 3（坂道）	地形（坂道）を生かした景観の保全 - 坂から見下ろす市街地景観など、起伏のある地形と坂道を生かした眺望や変化のある風景を保全します。 - 崖線を始めとし、坂道周辺に広がる緑とまちが調和した景観を保全します。
商店街 1	にぎわいのある商店街づくりに向けた景観の形成 - 商店街沿いの建築物の建築・改修などの際には、商店街の街並み景観やにぎわいが連続するように、1階部分のデザインや利用・活用に配慮します。 - 看板など屋外広告物の設置の際には、商店街の街並み景観と調和するように、場所やデザインに配慮します。 - 安心・安全で快適な歩行者空間を確保しつつ、にぎわいのある景観を形成します。 - 商店街が地域コミュニティの核となるよう、景観形成に活用します
商店街 2	地域性を生かした個性豊かな商店街の景観の形成 - 商店街固有の歴史や文化を生かし、住む人々に永く愛され、大切にされる商店街を形成します。 - 商店街独自の発想や活動を生かし、訪れる人々が個性を感じて、楽しめる商店街を形成します。
商店街 3（駅前）	街の顔にふさわしい駅前の景観の形成 - 多くの人々が集い交流する拠点として地域の個性を印象づける、駅前や駅舎の景観を形成します。 - 歩行者や周辺の居住環境に配慮し、良好な夜間景観を形成します。
住宅地 1（戸建て住宅街）	良好な戸建て住宅地の景観の形成 - 個々の建築物が周囲の街並みと調和するように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。 - 敷地内の道路に面する部分を緑化し、うるおいのある街並み景観を形成します。
住宅地 2（集合住宅街）	周囲と調和した集合住宅の景観の形成 - 新たな開発や建築物の建築・改修などを行う際には、周囲からの景観を損なわないように、配置や高さ、色彩、意匠、形態などに配慮します。 - 敷地内の道路に面する部分をはじめとした集合住宅地内の緑化により、大規模な建築物による景観阻害や圧迫感などの軽減に配慮します。
公園・緑地	まとまった緑の景観の保全・活用 - 公園周辺の建築物は、公園内外からの眺望が保全されるように、配置や色彩、意匠、形態などに配慮します。 - まとまった緑である公園・緑地を景観資源として保全・活用します。
農地	身近な農の景観の保全 農作業の風景や四季の移り変わりなど、土と緑を身近に感じられるように、農の風景を保全します。
工場	地域と共存した工場のある景観の形成 - 工場、屋外広告物、ランドマークとなる工作物などのデザインや色彩などは、周辺地域の景観に配慮します。 - 敷地内の道路に面する部分をはじめとした工場敷地内の緑化を推進します。 - 工場に対する区民の理解を促進し、景観資源としての意識を醸成します。

A 建築物（一般地域）

(1/4)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○オープンスペースの確保など 道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○壁面の位置の配慮 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○計画物件の用途が、工場・倉庫の場合（圧迫感の軽減） 工場や倉庫の接道部は、道路境界線から壁面をできる限り後退させ、通りへの圧迫感を軽減するように努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない
	○商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設（事務所含む）の場合（オープンスペースの確保など） 商店街、商業施設では、街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない
	(配置の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
	(配置の配慮できない理由)	※（協議事項）
高さ・規模	○計画物件の高さ・規模の、周辺建築物の高さ・規模との調和 道路、河川、公園などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の建築物の高さ・規模との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ
	○計画物件の用途が住宅等の場合（圧迫感の軽減） 住宅地の建築物及び住宅は、周辺の街並みとの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない
	(高さ・規模の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
	(高さ・規模の配慮できない理由)	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

(2/4)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄																																		
形態・意匠・色彩	○形態・意匠の、周辺の建築物等への調和 形態・意匠は、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ																																		
	○長大な壁面を避ける等、街並みへの圧迫感の軽減 外壁は、長大で単調な壁面となることを避けるなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ																																		
	○住宅地の場合、又は計画物件の用途が住宅等の場合（反射素材の回避、自然素材の使用） 住宅地の建築物及び住宅の外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																																		
	○商店街の場合、又は計画物件の用途が店舗・事務所の場合（広い開口部やショーウィンドウの設置） 商店街では、街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、店舗・事務所にあっては広い開口部やショーウィンドウを設置するなど、にぎわいづくりに配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし																																		
	○色彩の、周辺景観への調和 色彩は、下表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ																																		
	○外壁色の記入 基本色の色彩基準に適合しない場合、強調色に記入する。																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色※¹ (外壁各面(見付)の1/5以下とする)</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th>色相</th><th>彩度</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>4 以下</td><td rowspan="2">0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR</td><td rowspan="2">4 以下</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>8.5 以上</td><td>1.5 以下</td></tr> <tr> <td rowspan="2">5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>6 以下</td><td rowspan="2">5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y</td><td rowspan="2">6 以下</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>8.5 以上</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>2 以下</td><td>その他</td><td>2 以下</td><td></td></tr> </tbody> </table>		外壁基本色			強調色※ ¹ (外壁各面(見付)の1/5以下とする)			色相	明度	彩度	色相	彩度		0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR	4 以下		8.5 以上	1.5 以下	5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下	5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	6 以下		8.5 以上	2 以下	その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	その他	2 以下	
	外壁基本色			強調色※ ¹ (外壁各面(見付)の1/5以下とする)																																
	色相	明度	彩度	色相	彩度																															
	0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下	0.0R～1.0R 0.0YR～4.9YR	4 以下																															
8.5 以上		1.5 以下																																		
5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下	5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	6 以下																																
	8.5 以上	2 以下																																		
その他	4 以上 8.5 未満	2 以下	その他	2 以下																																
※1 強調色：外壁各面の1/5以下で使用可能とする ※2 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする																																				
屋根の色彩		色彩																																		
上裏の色彩（マンセル表記）		色彩																																		
ビロティ内壁の色彩（マンセル表記）		色彩																																		
(形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項)		※（協議事項）																																		
(形態・意匠・色彩の配慮できない理由)		※（協議事項）																																		

(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)

注 ※欄は、記入しないこと。

(3/4)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
公開空地 (オープンスペース) ・ 外構 ・ 緑化	○公開空地・外構デザインの工夫 (歩行者空間の確保) 隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、安心・安全で快適な歩行者空間を確保するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(オープンスペースへの、植栽・ベンチ等の設置) 公開空地等のオープンスペースが、区民の憩いの場となるよう、植栽、ベンチ等の設置等による工夫を図る。	☐ はい ☐ いいえ
	(外構（門、フェンス、外構床仕上等）の色調、素材） 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。	☐ はい ☐ いいえ 塀色彩： ゲート色彩： フェンス・ブロック色彩： 防護柵色彩： インターロッキング 色彩： カラーアスファルト色彩： タイル色彩：
	(接道部に塀・垣・柵等がある場合（圧迫感の軽減）） 敷地接道部分に塀や垣・柵を設ける場合は、道路境界線からこれらを後退させたり、地盤面からの高さを低くし敷地内外からの見通しを確保するなど、通りへの圧迫感を軽減するよう努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○緑化 (敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化) 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。	☐ はい ☐ いいえ
	(樹種の選定、植栽地盤への配慮) 緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。特に石神井川の周辺では、桜並木との調和を意識した樹種を選定する。	☐ はい ☐ いいえ
	(接道部の緑化) 敷地内の道路に面する部分の緑化を図り、うるおいある街並みの形成に努める。	☐ はい ☐ いいえ
	○計画物件の用途が工場・倉庫の場合（圧迫感の軽減） 工場や倉庫の接道部は、開放的な柵などを利用した緑化や歩行者のためのオープンスペースを設けるなど、沿道に圧迫感を与えないよう、街並みの形成に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○商店街の場合、又は計画物件の用途が商業施設（事務所含む）の場合（賑わいの工夫） 商店街、商業施設において、公開空地等のオープンスペースを設ける場合には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、ベンチ等のアメニティ施設を設置するなど、空地の活用方法を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(公開空地・外構・緑化の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
(公開空地・外構・緑化の配慮できない理由)	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

(4/4)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
駐車場 駐輪場 ごみ置場 自動販売機 設備 屋外広告物 などの 付属物	○駐車場、駐輪場、自動販売機、ごみ置場など（公共空間からの見えにくい配置） 駐車場や駐輪場、自動販売機などの建築物に付属する施設や設置物等については、公共空間からの見え方に配慮した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 設置なし
	（公共空間から見える場合の配慮） 建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）や自動販売機、ごみ置き場などの設置物が、通りから直接見えにくい構造とする。やむを得ない場合には、植樹・植栽を施す、色彩を工夫するなど、通りから目立たないように努める。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 駐車場 ☐ 立体駐車場 ☐ 駐輪場(バイク含) ☐ 自動販売機 ☐ ごみ置場 ☐ その他
	○建築設備の配慮（屋上に建築設備がある場合、目隠しルーバー等） 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど 周囲からの見え方に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし ☐ 給水槽 ☐ 室外機 ☐ キュービクル ☐ 太陽光パネル ☐ その他
	（屋上以外に建築設備がある場合の配慮） 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし ☐ バットメント・キュービクル・発電機 ☐ 室外機 ☐ 給湯器 ☐ ダクト ☐ その他
	○屋外広告物の配慮 看板などの屋外広告物は、デザインの統一を図るなど、まとまりのある街並みの形成に努めるほか、周辺の看板などの高さ、位置にも配慮したものとする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（付属物の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（付属物の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

B 工作物（一般地域）

(1 / 2)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○オープンスペースの確保など 道路、河川、公園などの公共空間と連続したオープンスペースの確保や、公共空間からの見え方に配慮した工作物・緑の配置とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○敷地内に歴史資源、自然等がある場合（保全と配慮の配慮） 敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを生かした配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）
規模	○圧迫感のない規模（隣棟間隔の確保、長大な壁面の回避） 周囲の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。	☐ はい ☐ いいえ
	（規模の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（規模の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

(2/2)

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄																																																	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	○色彩の、周辺景観への調和 色彩は、建築物の景観形成基準における色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。	□はい □いいえ																																																	
	○外壁色の記入 基本色の色彩基準に適合しない場合、強調色に記入する。																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">外壁基本色</th><th colspan="3">強調色※1 (外壁各面(見付)の1/5以下とする)</th></tr> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th><th rowspan="2">板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例：5YR6/2)</th><th>色相</th><th>彩度</th><th rowspan="2">板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例：2.5YR3/1)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.0R～10R 0.0YR～4.9YR</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>4 以下</td><td></td><td>0.0R～10R 0.0YR～4.9YR</td><td>4 以下</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>8.5 以上</td><td>1.5 以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>6 以下</td><td></td><td>5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y</td><td>6 以下</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>8.5 以上</td><td>2 以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4 以上 8.5 未満</td><td>2 以下</td><td></td><td>その他</td><td>2 以下</td><td></td></tr> </tbody> </table>		外壁基本色				強調色※1 (外壁各面(見付)の1/5以下とする)			色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例：5YR6/2)	色相	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例：2.5YR3/1)	0.0R～10R 0.0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下		0.0R～10R 0.0YR～4.9YR	4 以下			8.5 以上	1.5 以下					5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下		5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	6 以下			8.5 以上	2 以下					その他	4 以上 8.5 未満	2 以下		その他	2 以下	
	外壁基本色				強調色※1 (外壁各面(見付)の1/5以下とする)																																														
	色相	明度	彩度	板橋区の定める 基本色のうち 使用色を記入 (例：5YR6/2)	色相	彩度	板橋区の定める 強調色のうち 使用色を記入 (例：2.5YR3/1)																																												
	0.0R～10R 0.0YR～4.9YR	4 以上 8.5 未満	4 以下			0.0R～10R 0.0YR～4.9YR		4 以下																																											
		8.5 以上	1.5 以下																																																
	5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	4 以上 8.5 未満	6 以下		5.0YR～10YR 0.0Y～5.0Y	6 以下																																													
		8.5 以上	2 以下																																																
	その他	4 以上 8.5 未満	2 以下		その他	2 以下																																													
(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)																																																			
※1 強調色：外壁各面の1/5以下で使用可能とする																																																			
※2 自然素材（木材や石材、土など）については、別途協議を行うものとする																																																			
(色彩の具体的な配慮事項)		※（協議事項）																																																	
(色彩の配慮できない理由)		※（協議事項）																																																	
オープン スペース ・ 外構等	○隣接オープンスペースとの連続性 隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。	□はい □いいえ																																																	
	○緑化 （敷地内の緑化、屋上緑化、壁面緑化） 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、壁面等の緑化を積極的に行う。	□はい □いいえ																																																	
	（樹種の選定、植栽地盤への配慮） 緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	□はい □いいえ																																																	
	(公開空地・外構・緑化の具体的な配慮事項)	※（協議事項）																																																	
	(公開空地・外構・緑化の配慮できない理由)	※（協議事項）																																																	

注 ※欄は、記入しないこと。

C 開発行為（一般地域）

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
土地利用	○周辺土地利用への配慮 周辺地域の土地利用に配慮した計画とする。	☐ はい ☐ いいえ
	○敷地内空地の、周辺との連続性 事業地内の空地と建築物の配置について、周辺地域との連続性に配慮する。	☐ はい ☐ いいえ
	○敷地内の歴史資源・既存樹木の保全／緑地やオープンスペースの確保 事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合や、区画割りにより不整形な土地が生じる場合には、それらの場所を緑地やオープンスペースとして活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○電線類の目立たない場所への設置 電線類については、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(土地利用の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
造成等	(土地利用の配慮できない理由)	※（協議事項）
	○長大な擁壁や法面の回避 大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○擁壁や法面の圧迫感の軽減 擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	(擁壁等造成の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
緑化	(擁壁等造成の配慮できない理由)	※（協議事項）
	○既存樹木の保全と見え方 既存の樹木等は出来る限り保全し、周囲の公園、道路、河川などの公共空間から見えるような配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	○敷地内の緑化 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺との調和を図ることで、うるおいのある空間を創出する。	☐ はい ☐ いいえ
	(緑化の具体的な配慮事項)	※（協議事項）
緑化	(緑化の配慮できない理由)	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

D 土地の造成（一般地域）

項目	配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
色彩	○建築物、塀、柵、フェンスなどを設ける場合 （明度・彩度を抑えた色彩） 納骨堂などの建築物や、塀や柵などの工作物を設ける場合には、 周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用 いることとする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）	
緑化	○外縁部の緑化 敷地外縁部には、緑化を図るなどにより、直接外部から見通せな いよう努める。		☐ はい ☐ いいえ
	（緑化の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（緑化の配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。

E 崖線 / K 歴史的な景観資源・残すべき自然

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○敷地内に歴史資源、自然等がある場合（保全と配置の配慮） 敷地内や周辺に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	○形態・意匠・色彩の、周辺の歴史資源、自然等への調和 周辺に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、これらの地域資源と調和した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（形態・意匠・色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

F 川

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○河川と一体となったオープンスペースの確保など 河川、公園などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側へオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となった街並みの形成を意識した配置とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）
形態・意匠・色彩	○形態・意匠・色彩の、河川からの見え方への配慮 幹線道路沿道や河川沿い及び周辺の建築物は、幹線道路や河川からの見え方に配慮した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（形態・意匠・色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）
緑化	○河川側への緑化、河川からの緑の連続性の確保 河川沿いでは、河川側に設けたオープンスペース等に緑化を図り、緑の連続した水辺景観の形成に努める。また、河川沿いの周辺においても、緑の連続性に配慮した緑化に努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（緑化の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（緑化の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

G1 道（坂道）

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○配置の、坂道からの眺めへの配慮 景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮して、建築物の配置を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）
形態・意匠・色彩	○形態・意匠・色彩の、坂道からの眺めへの配慮 景観重要公共施設に位置づけられている坂道、もしくは区民に親しまれている坂道周辺では、坂道からの眺めに配慮した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（形態・意匠・色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

G2 道（幹線道路）

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
形態・意匠・色彩	○形態・意匠・色彩の、幹線道路からの眺めへの配慮 幹線道路沿道や河川沿い及び周辺の建築物は、幹線道路や河川からの見え方に配慮した形態・意匠、色彩とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（形態・意匠・色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）
公開空地 (オープンスペース) ・ 外構 ・ 緑化	○後背地の住宅地への圧迫感の軽減（緑化など） 幹線道路沿道では、後背地の住宅地に配慮した緑化を図るなど、後背地に与える圧迫感の軽減を図る。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない
	（後背地の住宅地への圧迫感軽減の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（後背地の住宅地への圧迫感軽減の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

H 商店街

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
配置	○オープンスペースの確保など、にぎわいに配慮した配置 商店街、商業施設では、街並みの連続性に配慮しつつ、ベンチなどのアメニティ施設や、人が滞留できる機能を備えたオープンスペースを設けるなど、建物の1階部分は、にぎわいある街並みの演出に寄与する建築物の配置に努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）
形態・意匠・色彩	○開口部やショーウィンドウなど、にぎわいに配慮した形態・意匠・色彩 商店街では、街並みやにぎわいが連続するよう店舗の連続性に配慮するとともに、店舗・事務所にあっては広い開口部やショーウィンドウを設置するなど、にぎわいづくりに配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（形態・意匠・色彩の配慮できない理由）	※（協議事項）
公開空地 （オープンスペース） ・ 外構 ・ 緑化	○商店街側オープンスペースの活用方法の工夫 商店街、商業施設において、公開空地等のオープンスペースを設ける場合には、にぎわいある街並みの演出に配慮し、ベンチ等のアメニティ施設を設置するなど、空地の活用方法を工夫する。	☐ はい ☐ いいえ
	（オープンスペース活用の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（オープンスペース活用の配慮できない理由）	※（協議事項）
駐車場などの 付属物 （照明）	○計画物件の1階が店舗・事務所の場合（夜間照明） 商店街において、一階部分に店舗・事務所等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とする。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない
	（夜間景観の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（夜間景観の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

| 住宅地

項目	配慮項目（景観形成基準）	チェック欄
高さ・規模	○高さ・規模の、周辺住宅地への配慮 （連続性の確保と圧迫感の軽減） 住宅地の建築物及び住宅は、周辺の街並みとの連続性に配慮するとともに、圧迫感の軽減に努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（高さ・規模の周辺住宅地への具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（高さ・規模の周辺住宅地へ配慮できない理由）	※（協議事項）
形態・意匠・色彩	○外壁素材の工夫（反射素材の回避と自然素材の使用） 住宅地の建築物及び住宅の外壁には、反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することを避けるとともに、歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには、石や木等の素材感のある材料を用いるよう努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（仕上材料の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（仕上材料の配慮できない理由）	※（協議事項）
駐車場などの付属物（照明）	○周辺住宅地へ配慮した照明 住宅地内及びその周辺では、点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努める。	☐ はい ☐ いいえ
	（照明の具体的な配慮事項）	※（協議事項）
	（照明の配慮できない理由）	※（協議事項）

注 ※欄は、記入しないこと。

J 公園・緑地・農地

項目	配慮項目（景観形成基準）		チェック欄
配置	○公園・緑地・農地内外からの眺望、緑等の連続性の確保 公園・緑地、農地周辺では、公園・緑地、農地内外からの眺望や敷地内・敷地周辺の緑の連続性が保全されるようセットバックなどの建築物の配置や緑の配置に配慮する。		☐ はい ☐ いいえ
	○公園・緑地に隣接する場合（一体となったオープンスペースの確保） 河川、公園などの公共空間に隣接する建築物は、公共空間側へオープンスペースを設けるなど、公共空間と一体となった街並みの形成を意識した配置とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（配置の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（配置の配慮できない理由）	※（協議事項）	
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	○公園・緑地に隣接する場合（形態・意匠・色彩の配慮） 公園・緑地や農地に隣接する建築物は、これら周辺の緑との調和に配慮した形態・意匠、色彩とする。		☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし
	（形態・意匠・色彩の具体的な配慮事項）	※（協議事項）	
	（形態・意匠・色彩へ配慮できない理由）	※（協議事項）	

注 ※欄は、記入しないこと。